

F 3 5 の米国への輸出を武器輸出三原則等の例外とする 政府方針に断固反対し、撤回を求める声明

本年3月1日、政府は、航空自衛隊の次期主力戦闘機F 3 5の9カ国による国際共同生産に関し、日本国内企業が生産した機体・部品の米国への輸出を武器輸出三原則等の例外とする方針を、菅官房長官の談話により公表した。

そもそも武器輸出三原則は、1967年に佐藤内閣が①共産圏諸国②国連決議で禁じられた国③国際紛争当事国又はそのおそれのある国への武器輸出の禁止を定めたものである。その後1976年に三木内閣が、「武器」の輸出について平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長すること回避するため、武器輸出に関する政府統一見解を発表し三原則に該当する地域以外にも武器輸出を慎むとして武器輸出の事実上の全面禁止を定めている（三原則と政府統一見解を総称して「武器輸出三原則等」と言われる）。これまで政府は、1983年の中曽根内閣における米国への武器技術供与や、2004年の小泉内閣における米国とのミサイル防衛システムの共同開発・生産、2011年の野田内閣における「平和貢献・国際協力」に伴う武器輸出容認、米国等の安全保障面で協力関係のある国との武器共同開発・生産、該協力国への輸出容認など、武器輸出三原則等の例外を認めてきた。しかし、武器輸出三原則等は、憲法9条を持つ我が国が、非核三原則、集団的自衛権行使の禁止とともに長年維持してきた平和国家としての国の在り方を定める原則であり、安易に例外を認めることは憲法の平和原則・憲法9条から許されない。

今回の談話によると、F 3 5の米国への輸出を例外とする理由は、「防衛生産及び技術基盤の維持・育成・高度化」「適切なコスト」でのF 3 5の生産などのコスト・経済的理由に過ぎない。このような理由で武器輸出三原則の例外を認めることは到底許されない。

また談話によると、国内企業が製造したF 3 5の機体・部品を米国に輸出するものとし、米国の管理の下、さらに米国がF 3 5のユーザー国に輸出することが想定されるとしている。そして、米国政府の一元的な管理の下、F 3 5ユーザー国以外への移転が厳しく制限され、国連憲章の目的と原則に従う国だけに供与することが、武器輸出三原則等の例外の理由だとする。しかし、これは日本から輸出した機体・部品を米国が日本の同意なしに第三国に輸出できるというもので、米国に我が国が生産した武器の管理を丸投げするということであり、紛争の助長回避という三原則の根本理念に反しない保障は全くない。実際に、米国が国際紛争を抱えるイスラエルにF 3 5を輸出する可能性が指摘されている。そうなれば日本製の武器により国際紛争を助長させることが現実にかかることになり、武器輸出三原則等の理念が全く放棄されることとなる。

今回の政府方針は、これまでの武器輸出三原則等の例外とは異なり、現実には日本製の武器が輸出され国際紛争を助長するおそれのあるものである。武器輸出三原則等の放棄につながるものであり、憲法の平和原則・憲法9条から絶対に許されない。

また、かかる国家の在り方を転換することを国民や国会に何ら図らずに官房長官の談話のみで行うことは民主主義の無視に他ならず到底許されない。

自由法曹団は、武器輸出三原則等の放棄につながる政府方針に断固反対し、撤回を求める。

2013年3月13日

自由法曹団

団長 篠原義仁